

初心者・中級者用

お金編

⚠ 注意



必要が無くなった  
場合決められた方  
法で捨てましょう。

み なみ ちょう  
**美波町**

**取扱説明書**

**MINAMI TOWN**

目次

**地域振興施策の紹介**

- 事業概要説明
- 地域づくり推進事業
- 定住促進事業
- 老朽住宅解体費支援事業
- 産業振興事業
- 企業等誘致
- その他



**満20歳以上対象**



にぎやかな過疎の町

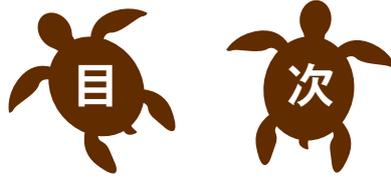
**美波町**

■本書は地域振興目的に作成されたものです。サテライトオフィスの相談についてのお問い合わせは別途ご連絡下さい。

■お読みになった後は適切な場所に保管し、必要な時にお読み下さい。

※**事業を始める前に必ずお読み下さい。**





 <b>事業概要説明</b> .....	2
 <b>地域づくり推進事業</b>	
① 事業の内容について .....	3
② 事業の進め方 .....	5
 <b>定住促進事業</b>	
① 事業の内容について .....	7
② 事業の進め方 .....	8
③ 事業の中止及び補助金の返還について .....	9
 <b>老朽住宅解体費支援事業</b>	
① 事業の内容について .....	10
② 事業の進め方 .....	10
 <b>産業振興事業</b>	
① 事業の内容について .....	11
② 事業の進め方 .....	12
③ 事業の中止及び補助金の返還について .....	12
 <b>企業等誘致</b>	
① 美波町工場設置奨励条例 .....	14
② 美波町観光施設設置奨励条例 .....	14
③ 企業立地の促進等における固定資産の課税免除 .....	15
④ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除 .....	15



# 事業の概要説明

## 『地域づくり』…地域づくり推進条例

美波町地域づくり推進条例は、自治組織<sup>\*1</sup>や地域住民が中心となって組織する団体<sup>\*2</sup>及び個人が、自発的かつ積極的に取り組む地域づくり活動を支援し、町の持続的発展に寄与することを目的としています。

### 【用語説明】

#### ※1 自治組織

次の一覧に示す地域の町内会。ただし、総会において決議された規則又は会則を有すること。

### 自治区域一覧

#### （日和佐地区）

田井恵比須浜、東町、戎町、中村町、奥河町、本町、西町、天神町、井ノ上、大久保、桜町、弁才天、寺込、奥潟、外磯町、西河内、山河内、北河内、大戸、赤松

#### （由岐地区）

伊座利、阿部、志和岐、東由岐、西の地、西由岐、田井、木岐、木岐奥、木岐白浜

#### ※2 団体

地域の持続や発展を目的として地域住民等によって組織され、自治組織に認知され町に登録した団体。ただし、定期的に総会が開催され、規則等を有すること。

### 町登録済団体（令和元年11月現在）

阿部の未来をつくる会、伊座利の未来を考える推進協議会、木岐奥次世代会議、木岐椿公園愛護会、木岐八幡神社祭礼保存会、木岐まちづくり協議会、志和岐地区まちづくり協議会、志和岐老人会、西の地防災きずな会、由岐湾内地区まちづくり協議会、NPO法人赤松煙火保存会、発心の会、SWELL

## 『定住促進』…定住促進対策条例

美波町定住促進対策条例は、本町の人口減少を防止するとともに住民の増加と定住化を図り、豊かで住みよいまちづくりに寄与することを目的としています。

## 『産業振興』…産業振興条例

美波町産業振興条例は、地域産業（農林漁業及び商工業）の振興と後継者の育成に寄与することを目的としています。

## 『企業等誘致』

美波町では、企業等を誘致のため、奨励金の交付や固定資産の免除等の施策を行っています。

### 注 意 事 項

事業によっては、予算等の都合により採択件数に限りがあります。



# 地域づくり推進事業

## 1 事業の内容について

### 支援を受けられる事業

#### 個人

(町内に住所を有する者)

(エ) 環境対策支援事業

※太陽光発電システムの設置  
及び太陽熱高度利用システム導入

#### 自治組織

- (ア) 地域計画策定支援事業
- (イ) 地域づくり支援事業  
補助メニュー①～⑫
- (ウ) 地域づくり拠点施設等  
整備支援事業
- (エ) 環境対策支援事業
- (オ) 老朽倒壊危険家屋等  
撤去支援事業
- (カ) 自治支援交付金

#### 団体

- (ア) 地域計画策定支援事業
- (イ) 地域づくり支援事業  
補助メニュー①～⑫
- (エ) 環境対策支援事業

### (ア) 地域計画策定支援事業

- ・補助対象…自治組織及びその連合体、団体
- ・事業内容…地域の持続及び活性化を目的として、実施が見込まれる中・長期の事業計画策定に要する経費に対して助成
- ・補助金額…**20万円を限度**（1地域原則1回限り、計画的に複数年使用も可）
- ・事業例…講演会開催、アドバイザー招致、視察研修 等  
※この事業を活用せずに、独自で計画を策定してもかまいません。

### (イ) 地域づくり支援事業

- ・補助対象…自治組織及びその連合体、団体
- ・事業内容…持続的な自立自助の地域運営を実現していくために取り組む自主的な地域づくり活動
- ・補助金額…**事業費の1/2以下、100万円を上限**とする。（申請事業費の**下限額5万円**）  
※他の補助金・参加費等の収入がある場合、その額を除いた額が対象
- ・補助メニュー…①研修会・学習会等の開催      ②都市・地域間交流促進事業  
③教育の推進活動                                      ④文化の推進活動  
⑤福祉の推進活動                                      ⑥防災に関する事業  
⑦防犯に関する事業                                   ⑧スポーツ促進事業  
⑨健康づくり推進事業                               ⑩生活環境、景観等の維持保全活動  
⑪コミュニティビジネス育成事業  
⑫その他審査機関が必要と認める事業
- ・条件…①営利を目的としないこと  
②特定の個人、政治団体、宗教団体、営利団体等宣伝等を目的としないこと  
③地域計画との関連性及び事業効果が明確であること
- ・事業例…地域イベント開催、郷土誌発行、史跡看板設置、設備備品整備 等



## (ウ) 地域づくり拠点施設等整備支援事業

- ・補助対象…自治組織及びその連合体
- ・事業内容…地域の自助努力による地域づくりの拠点となる施設（地域づくり拠点施設、コミュニティの醸成・地域間交流の拡大に寄与する施設、地域防災施設）を整備する事業
- ・補助メニュー…①施設の新設及び既存建物の増改築  
②当該施設に係る設備の設置及び修繕  
③規則で定める備品（御輿、かき太鼓、だんじり、関船）
- ・補助金額…**事業費の2/3以下、300万円を上限とする。**  
①及び②の事業において、国・県等の補助を受ける場合、補助金控除後の2/3とする。  
③の事業において、国・県等の補助金がある場合、該当補助金を差し引いた残額全てを町補助金とする。
- ・条件…①営利を目的としないこと  
②事業実施主体が管理・運営を行うこと  
③神社、仏閣等宗教施設は除く  
④5ヶ年以上活用することを、町と当事者が協定を締結すること
- ・事業例…コミュニティルーム等の改築 等

## (エ) 環境対策支援事業

- ・補助対象…個人、自治組織、団体
- ・補助メニュー…①太陽光発電システムを設置する環境対策事業  
②太陽熱高度利用システムを導入する事業
- ・補助金額…①**発電量1キロワット当たり7万円（上限30万円）**  
②**システム設置事業費の1/5以内（上限10万円）**
- ・条件…①営利を目的としないこと  
②（一財）新エネルギー財団の整備基準による施設とすること  
③個人にあっては税等の滞納がないこと

## (オ) 老朽倒壊危険家屋等撤去支援事業

- ・補助対象…自治組織及びその連合体
- ・事業内容…地域計画で明記された災害時などに倒壊の可能性が高い住宅等及びその附帯物を取り壊すことで、隣接住宅の安全、避難路及び避難地の確保や整備、防災広場等の空き地を確保する事業
- ・補助対象…取り壊し費、処分費、整地費
- ・補助金額…**事業費の2/3以下、150万円を上限とする。**
- ・条件…①対象物件についての交渉及び借地料等については、自治組織等が責任をもって対処すること  
②当該用地は、取り壊し後10年間は自治組織等が管理し、所有者個人が私的に利用しないこと  
③老朽木造家屋を原則対象とする  
④神社、仏閣等宗教施設は除く

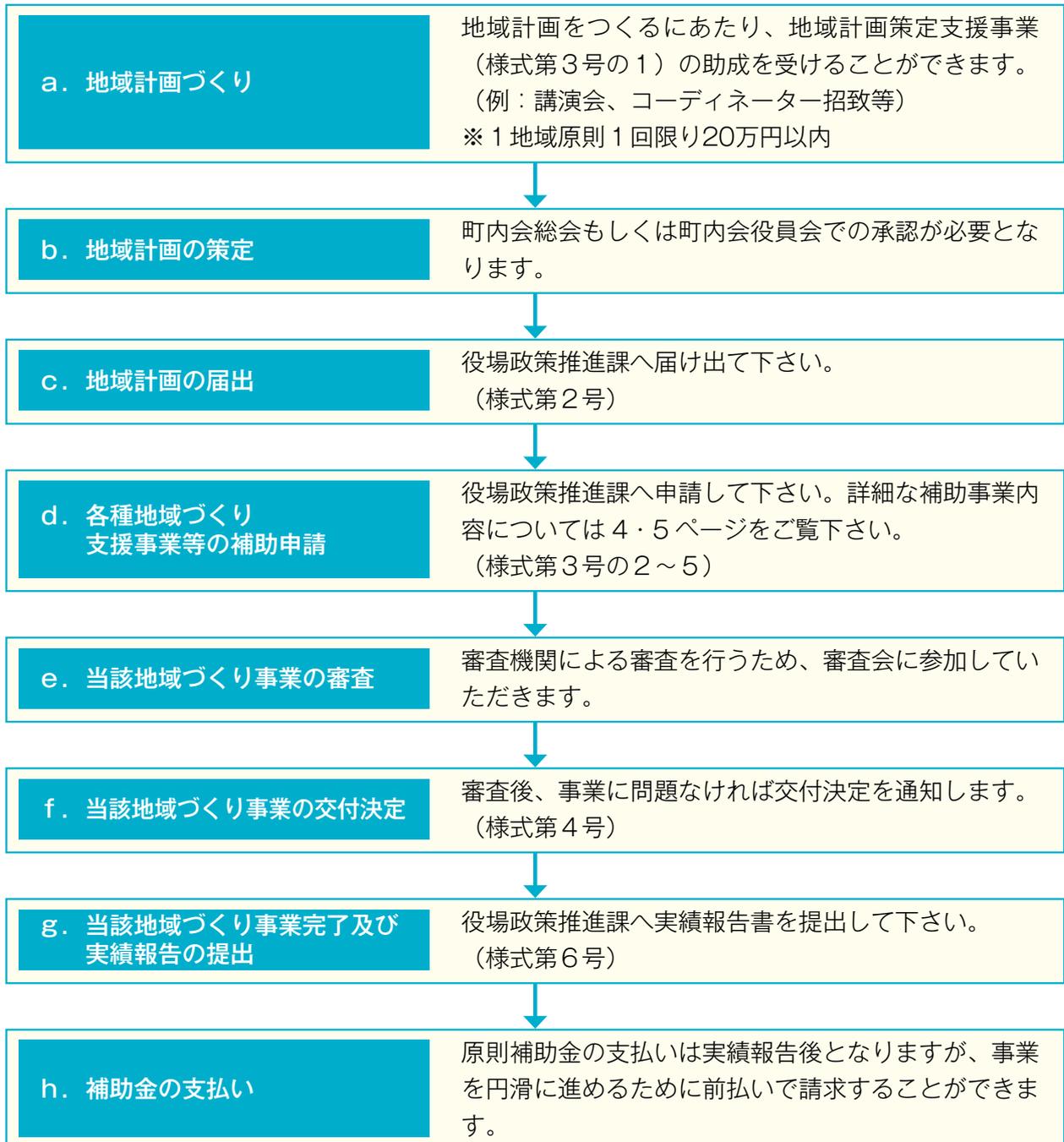


## (カ) 自治支援交付金

- ・交付対象…自治組織
- ・交付金額…予算の範囲内において当該自治組織に所属する世帯数等を考慮して別途算出する。
- ・条件…①原則として自治組織から提出された当該年度直近の総会等会議資料及び規約又は会則等を審査の上交付する。  
②自治組織内での合意に基づき、公序良俗に反しない目的で使用するものとする。

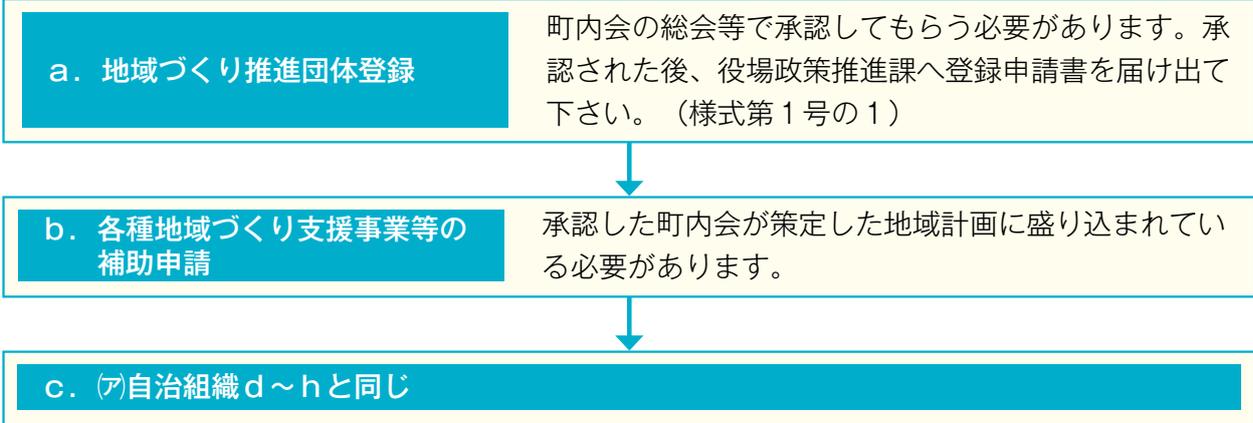
## 2 事業の進め方

### (ア) 自治組織

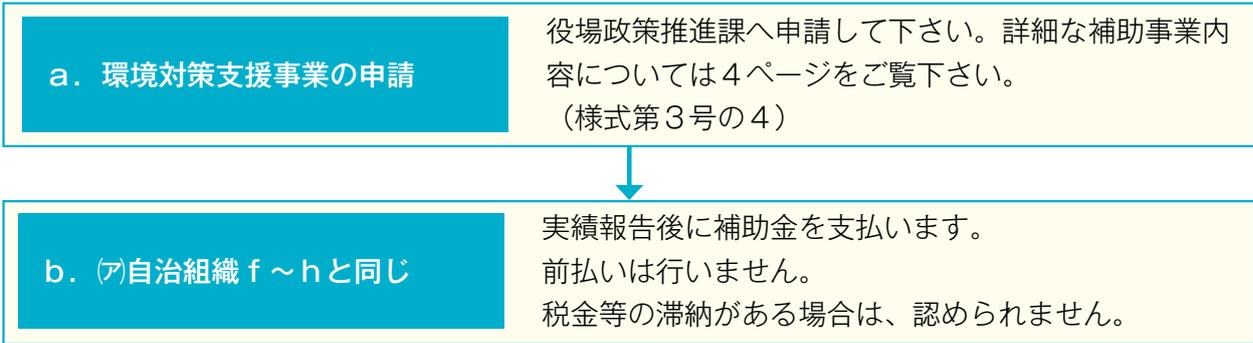




## (イ) 団体



## (ウ) 個人





# 定住促進事業

## 1 事業の内容について

### (ア) 結婚祝金

- ・補助対象…婚姻し、夫婦がともに美波町の住民となった場合（住民同士の結婚も可）
  - ①夫もしくは妻のいずれかが過去に結婚祝金の支給を受けていない者
  - ②婚姻後3カ月以内に夫婦ともに住民になった者
- ・補助金額…**3万円**（夫婦につき）
- ・支給時期…原則、申請書が提出された日の属する月の翌月末までとする。

### (イ) 住宅建築資金借入利子補給金

- ・補助対象…①住民である満20歳以上45歳未満の者が、自己が居住するため、資金の融資（住宅ローン）を受けて、住宅を建築又は増改築した場合  
②自己が居住するため、資金の融資（住宅ローン）を受けて、住宅を建築又は増改築した満20歳以上45歳未満の者で、1年以内に転入者となった場合
- ・補助金額…**年間支払利子額の1/2で、上限10万円**（10年間を限度に支給）  
※毎年1月1日～12月31日までの間に支払った利子が対象  
※(ウ)定住促進補助金と重複受給はできません。
- ・その他…毎年12月に「償還元利金支払証明書」（金融機関発行）を役場政策推進課に提出して下さい。
- ・支給時期…原則、毎年1月末日までに支払うこととする。

### (ウ) 定住促進補助金

- ・補助対象…次の①～③のいずれかに該当し、5年以上活用又は居住することを条件として、町と協定を締結した場合とする。
  - ①自治組織又は団体が、計画的、持続的に所有者から家屋を借り受け、新たに借家として提供するために増改築を行う場合
  - ②新たに住民となることを希望する者又は住民が、所有者から家屋を借り受けて、居住するために増改築を行う場合
  - ③新たに住民となることを希望する者又は住民が、居住を目的として家屋を購入し、増改築を行う場合※3親等以内の親戚又は親族間における賃借、売買等を除く
- ・補助金額…**増改築費用の2/3で上限200万円** ※1家屋につき1回限り
- ・条件…①65歳未満の新たに住民となることを希望する者又は45歳未満の住民とする。  
②新たに住民となることを希望する者又は住民で税の滞納等がないこと  
③国、県又は町が実施する他の同様の補助金等の交付を重複して受けていないこと  
④原則として、対象補助事業後において居住地の町内会に加入すること  
⑤転売を目的としないこと
- ・支給時期…実績報告書に請求書（様式第10号）を添えて提出された日の属する月の翌月末までとする。
- ・その他…事業を円滑に進めるため、補助事業者の請求に基づき補助金の一部又は全額を概算払いにより交付することができます。



## (工) 高齢者等定住支援補助金

- ・補助対象…高齢者（満65歳以上の住民）及び身体障害者手帳の交付を受けている住民の居住継続のための増改築、改造（玄関スロープ、トイレ、風呂、台所等のバリアフリー化のために行う工事）に対して支給  
※簡易な手すり設置のみの工事は除く
- ・補助金額…増改築及び改造費用の額、上限10万円  
※介護保険など他の制度と重複受給はできません。
- ・支給時期…当該事業が完了した旨を町長が認めた日の属する月の翌月末までとする。

## (オ) 情報通信施設利用補助金

- ・補助対象…転入者が美波町情報通信ネットワーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第1号）第5条第2項の規定による負担をする場合
- ・補助金額…上記に規定する負担金額

## 2 事業の進め方





### 3 事業の中止及び補助金の返還について

この条例及び規則に違反した場合やその他不正の事実があった時、それぞれ補助金の支給を中止し、又は実状を調査の上返還額を算定し返還していただきます。

#### 《(イ)住宅建築資金借入利子補給金》

- ・住民でなくなった時

#### 《(ウ)定住促進補助金》

- ・協定の締結後5年経過前に居住又は活用しなくなった時
- ・返還額については下記の表の通り

返還事由の発生日	1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内	3年を超え4年以内	4年を超え5年以内
返還額	支給額の全額	支給額の7割	支給額の5割	支給額の3割	支給額の1割



事業開始前に  
役場担当者に  
ご相談ください!!



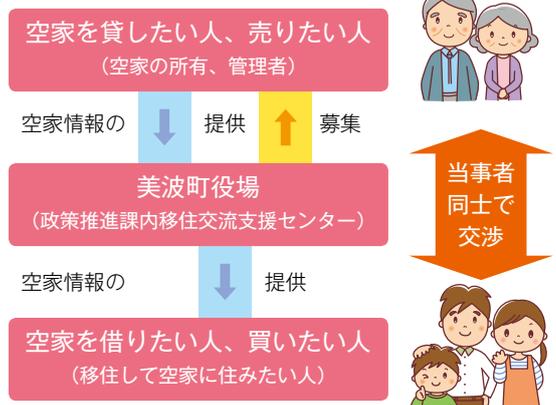
事業によっては予算の都合により  
選択件数に限りがあります

### ➡ 空家情報の提供

美波町では、町への定住促進や地域活性化を目的として、使われずに眠っている空家を有効活用するため、町内にある提供希望の空家等の物件情報を登録し、売買・賃貸を希望する方に紹介するものです。



- ・情報提供いただける方は、所定の用紙に情報を記入していただきます。
- ・空家の借用・買取を希望される方は、下記問合せまでご連絡ください。



問 美波町移住交流支援センター（役場政策推進課）

☎ 0884-77-3616

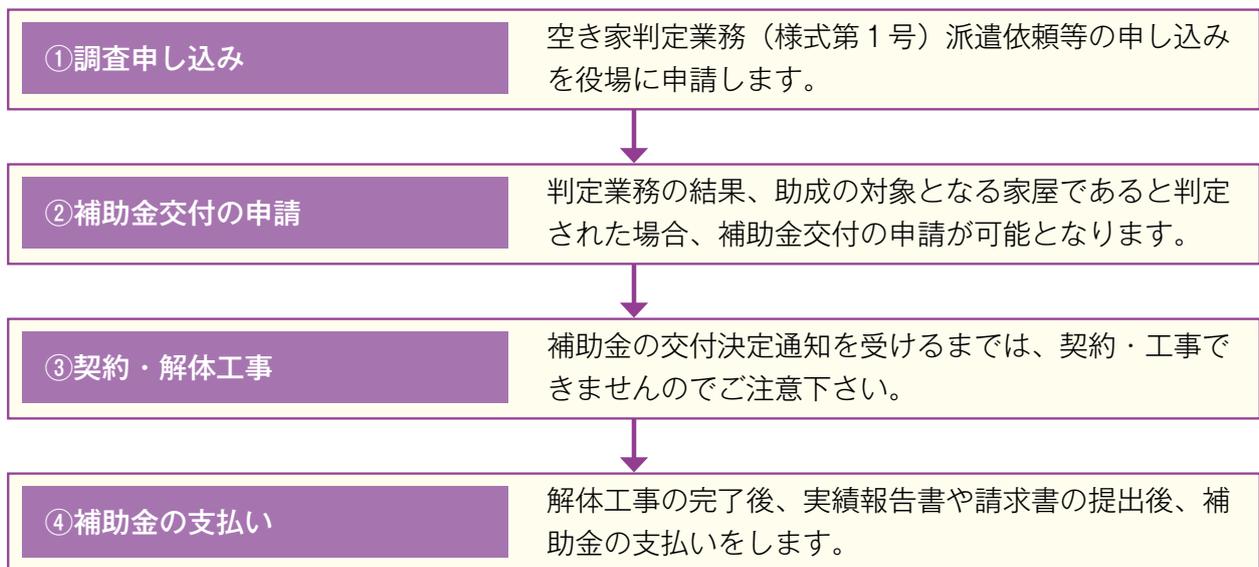


# 老朽住宅解体費支援事業

## 1 事業の内容について

- ・ **補助対象**…下記の要件を満たし、周辺住環境を悪化させ、放置されたままで危険になっている空き家であること
  - ①空き家になって長年放置されたままとなっている住宅
    - ※家財道具、倉庫、車庫等は対象外
  - ②規定された基準に基づき構造の腐朽、不良度及び耐震性等をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅
  - ③この事業以外の助成金交付を受けていない住宅
- ・ **補助金額**…解体費用の2/3で上限60万円
- ・ **条件**…
  - ①美波町建設工事指名業者名簿に登録の建設業者に工事を発注すること
  - ②申請者が空き家の所有者（その他空き家の所有者と同等と認める者）及び税の滞納等がない方
  - ③徳島県に登録された空き家判定士を派遣依頼し、空き家判定業務（2次調査/除却タイプ）を行うこと
    - ※事前に申し込みが必要です。
  - ④その他にも対象条件がありますので、詳しくは役場建設課にお問い合わせ下さい。
- ・ **支給時期**…実績報告書等を提出した日の属する月の翌月末までとする。
- ・ **その他**…空き家を解体された際は、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなることにより、土地の固定資産税が上がる場合があります。また、事業の申し込みが多い場合は、次年度以降に受け付けさせていただく場合があります。

## 2 事業の進め方





# 産業振興事業

## 1 事業の内容について

### (ア) 地域産業育成研修奨励金

- ・事業内容…住民が地域産業の育成のための技術を研究、習得するために町外において研修を受ける場合にその者に支給する。
- ・補助対象…研修に必要な経費  
(交通費、車両借上料、燃料費、宿泊費 等)  
※法人化されている団体の運営上の研修は含まれないものとする。
- ・補助金額…①徳島県管内 1人、1回につき1万円以内  
②本県を除く四国地区管内 1人、1回につき2万円以内  
③四国地区管内を除く国内各地区 1人、1回につき5万円以内  
※1人につき年間5万円、1世帯につき年間10万円までとする。
- ・支給時期…報告書を提出し、町長が認めた日の属する月の翌月末までとする。

### (イ) 地域産業経営近代化資金利子補給金

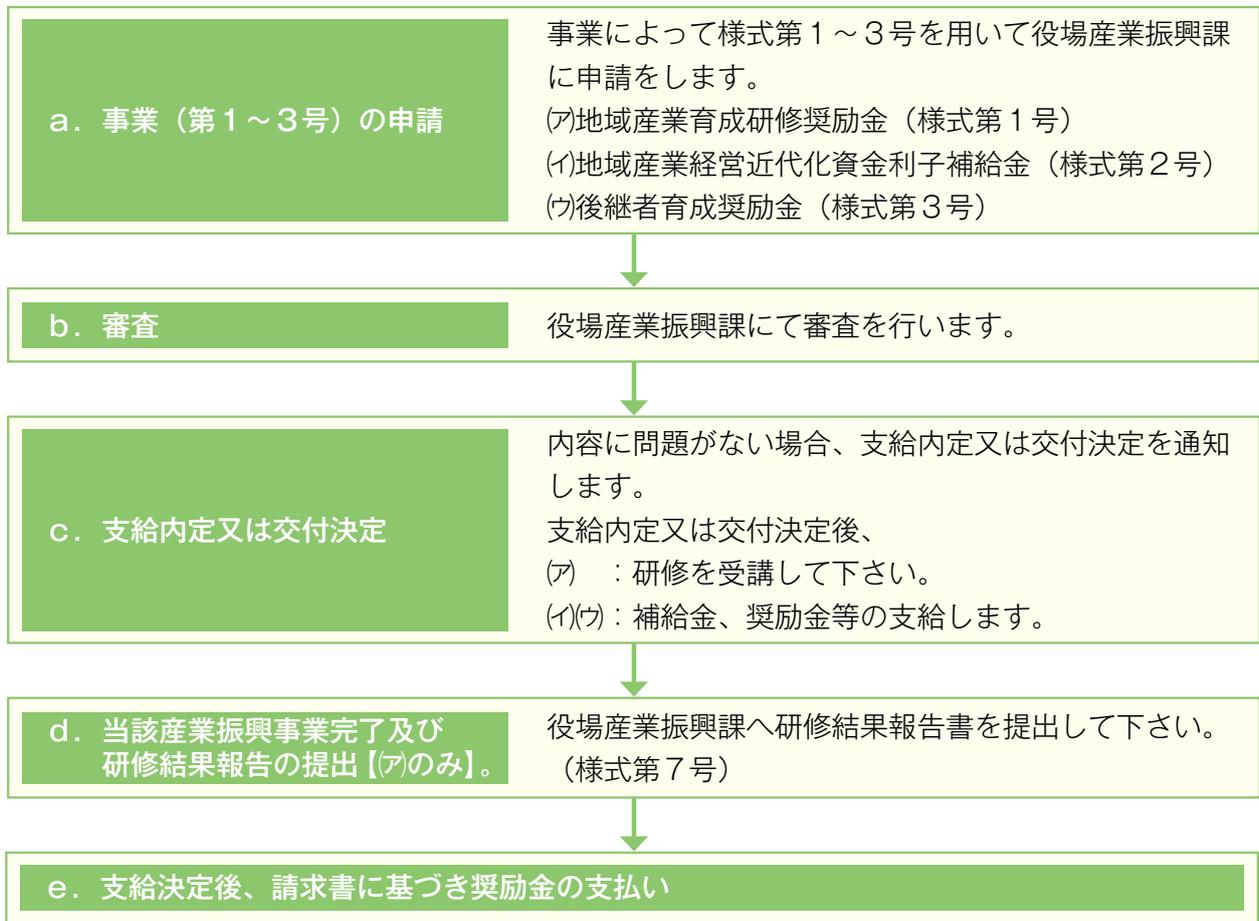
- ・事業内容…住民が地域産業の経営の近代化を推進するための借入金に対する利子補給を行う。
- ・補助対象…近代化のための施設、設備等の整備事業で、次の融資制度による借入資金とし、運転資金は含まれないものとする。  
①株式会社日本政策金融公庫が定める融資制度  
②政府官省所管の融資制度
- ・支給時期…原則、申請者が利子を支払った日の属する月の翌月末までとする。
- ・補助金額…**毎年度支払った利子額の1/2の額**（その額が5万円を超える時は、5万円を限度として、最初の利子を支払った日から起算して5年を経過する日の直前の3月31日までに支払った利子に対して支給）  
※最大で25万円（5年間合計）
- ・その他…①毎年「利子支払証明書」（金融機関発行）を役場産業振興課に提出して下さい。  
②他の制度との重複受給はできません。  
③地域産業に従事する日数が年間100日以上で、今後も継続見込みの者

### (ウ) 後継者育成奨励金

- ・事業内容…住民が地域産業従事者の後継者になった場合、その者に支給する。ただし、農林業者は農業協同組合又は森林組合、漁業者は漁業協同組合、商工業者は商工会の推薦書を添えなければなりません。
- ・補助対象…後継者は、満45歳未満の者とする。  
※申請時の年齢
- ・補助金額…**5万円**（1人につき）
- ・その他…①申請は事実発生の日から2年以内に行うものとし、認定及び支給は後継者となった日から1年以上経過した後とし、同一人につき支給は1回限りとする。  
②地域産業に従事する日数（商工業者の後継者については家業に従事する日数）が年間100日以上であり、その状態が今後も引き続くと思われる者であること



## 2 事業の進め方



## 3 事業の中止及び補助金の返還について

この条例、規則に違反した場合やその他不正の事実があった時、それぞれ補助金の支給を中止し、又は実状を調査の上返還額を算定して返還していただきます。

### 《(イ)地域産業経営近代化資金利子補給金》

- ・住民でなくなった時

### 《(ウ)後継者育成奨励金》

- ・奨励金を受け取った後3年以内に転職又は住民でなくなった時
- ・返還額については下記の表の通り

返還事由の発生日	1年以内	1年を超え2年以内	2年を超え3年以内
返還額	3万円	2万円	1万円



## 産業振興条例の前項の事業の他にも次の事業があります

### 「美波町農山漁村持続活性化推進事業費補助金」

- ・事業内容…①高付加価値型農林漁業の振興  
②農山漁村の担い手対策  
③高齢化・少子化に対する支援  
④環境景観の保全・向上  
⑤都市と農山漁村の交流推進  
⑥その他町長が必要と認める事業
- ・補助対象…受益戸数3戸以上で組織する団体
- ・補助金額…事業費の1/2以内、150万円を上限とする。（申請事業費の下限額5万円）
- ・その他…①国・県の補助事業等の対象とならない事業、又は急を要するため国・県等からの補助金受給が困難な事業を対象とする。  
②視察研修における対象経費は、交通費、宿泊費等とする。P12の(ア)の地域産業育成研修奨励金との重複は不可とする。  
③地域づくり推進条例による補助金との重複は不可とする。  
④事業に関係する設備・備品の整備、修繕等も対象とする。

### 「美波町小規模事業起業支援補助金」

- ・事業内容…地域の需要や雇用を支える事業を起業・創業しようとする小規模事業者及び新分野等に進出する第二創業等及び「継業」（事業の経営基盤を第三者が引き継ぐこと）する小規模事業者を支援する。
- ・補助対象…①町内に店舗又は事業所を置いている法人又は個人等で代表者が満65歳未満の者  
②対象業種は下記のとおり  
農業、林業、漁業、水産養殖業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、不動産業、飲食店・宿泊業、複合サービス業、サービス業  
※上記の対象業種すべてに条件あり  
③対象経費は下記のとおり  
人件費、旅費、機械等設置費、原材料費、展示会出展費、委託費、広報費、家賃、通信運搬費  
④対象となる従業員規模  
(1)商業、サービス業：1人以上、10人以下  
(2)製造業、その他の業種：1人以上、20人以下  
(3)協同組合が主体となる事業では、3名以上による事業体が形成されること
- ・補助金額…対象経費の1/3～2/3の額で、上限が100万円、下限は30万円
- ・その他…審査委員会による審査によって採否が決定されますので、申請より前に事業が開始されている場合や採択決定前の事業開始は対象外になります。



# 企業等誘致

## 1 美波町工場設置奨励条例

- ・事業内容…工場を新設し、又は増設しようとする者に対して援助あつせんし、又は便宜を供与する。
- ・奨励措置…①奨励金の交付  
②敷地のあつせん、労務の充足、工業用水及び電力の確保、資材資金のあつせん、紛争の解決その他立地条件の整備に必要なこと
- ・奨励対象…新設工場又は増設工場の規模が次のいずれかに該当するものでなければ行ふことができない。  
①固定設備の総額……………5,000万円以上  
②常時使用の従業人員…10人以上
- ・奨励金額…◎新設の場合（工場等設置後最初に固定資産税を賦課した年度から3年間）  
年度毎に固定資産税額の次の率分を奨励金として交付する。  
1年目…固定資産税の100%  
2年目…固定資産税の80%  
3年目…固定資産税の60%  
◎増設の場合（増設部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間）  
年度毎に増設部分に係る固定資産税額の次の率分を奨励金として交付する。  
1年目…固定資産税の70%  
2年目…固定資産税の50%  
3年目…固定資産税の30%  
※この制度は奨励金の交付となりますので、必ず固定資産税は納付してください。

## 2 美波町観光施設設置奨励条例

- ・事業内容…観光施設を新設し、又は増設しようとする者に対して援助することによって観光施設の新設及び増設を奨励する。
- ・奨励措置…奨励金の交付
- ・奨励対象…観光施設の規模が次のいずれかに該当するものでなければ行ふことができない。  
①固定設備の総額…5,000万円以上  
②常時使用の従業人員10人以上
- ・奨励金額…◎新設の場合（施設設置後最初に固定資産税を賦課した年度から3年間）  
年度毎に固定資産税の次の率分を奨励金として交付する。  
1年目…固定資産税の100%  
2年目…固定資産税の80%  
3年目…固定資産税の60%  
◎増設の場合（増設部分に係る固定資産税を賦課した年度から3年間）  
年度毎に増設部分に係る固定資産税の次の率分を奨励金として交付する。  
1年目…固定資産税の70%  
2年目…固定資産税の50%  
3年目…固定資産税の30%  
※この制度は奨励金の交付になりますので、必ず固定資産税は納付してください。



### 3 地域経済牽引事業の促進における固定資産の課税免除

- ・事業内容…地域未来投資促進法の規定により、地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の地方公共団体等を定める省令で定めるものを促進区域内に設置した事業者について、当該施設の用に供する家屋等構築物又は敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除する。
- ・免除期間…最初に固定資産税を課すことになった年度以降3年とする。
- ・担当窓口…役場税務課（電話：0884-77-3615）

### 4 過疎地域自立促進特別措置法に基づく町税の課税免除

- ・事業内容…過疎法第31条の規定の適用を受ける設備を新設し、又は増設した者に対し課する町税を地方税法第6条の規定により課税免除する。
- ・適用基準…過疎法第31条の規定の適用を受ける設備の新設又は増設に係る生産設備で、これを構成する固定資産の取得価格の合計額が2,700万円を超えること
- ・免除期間…当該事業の用に供した日の属する年の翌年度以降3年度を限度とする。
- ・担当窓口…役場税務課（電話：0884-77-3615）



# MEMO

人口減少下でもにぎやかな町であるためにまちづくりキャッチフレーズを策定

## “にぎやかそ” にぎやかな過疎の町 美波町

### 背景と目的



にぎやかな  
過疎の町

美波町

美波町は、少子高齢化や人口流出による深刻な過疎への対策として、美波町らしさを活かした地域振興策を進めてまいりました。

都市部のベンチャー企業等を誘致するサテライトオフィス誘致政策や、学童の他拠点就学を可能とするデュアルスクール制度を日本で初めて実現するなど、先駆的な取り組みを進めた結果、徳島県内最多となるサテライトオフィス企業の進出・集積（平成30年11月末時点）や、若者移住者の増加、また古民家を活用した飲食店などのサービス業が次々と開業するなど、町には変化が生まれ、新たな“にぎわい”を取り戻しつつあります。

こうした流れをさらに拡げるべく、美波町が目指すまちづくりのあり方を、町内外に明確に伝えるキャッチフレーズ「“にぎやかそ” にぎやかな過疎の町美波町」を平成30年12月策定いたしました。

人口減少の進む過疎の町であっても、内外から人が集い、開業や起業が相次ぐにぎやかな町を、このキャッチフレーズとロゴのもと、関係者一丸となって目指すことを宣言いたします。



## NEW ING

### お客様お問い合わせのご案内

○お問い合わせ先

## 美波町役場

ホームページ：<https://www.town.minami.tokushima.jp/>

〒779-2395 美波町奥河内字本村18番地1

電話：0884-77-1111 FAX：0884-77-1666

#### 《地域づくり事業／定住促進事業》

■政策推進課 電話：0884-77-3616 FAX：0884-77-1666 E-mail：seisakusuishin@minami.i-tokushima.jp

#### 《産業振興事業／企業等誘致事業》

■産業振興課 電話：0884-77-3617 FAX：0884-77-1666 E-mail：sangyo@minami.i-tokushima.jp

#### 《企業等誘致（町税等の免除）》

■税務課 電話：0884-77-3615 FAX：0884-77-1666 E-mail：zeimu@minami.i-tokushima.jp

# 美波町 取扱説明書